

平成21年度すこやか子育て支援事業について

秋田県と市町村が経費の2分の1ずつを負担して、子育て家庭への経済的支援策として実施している補助事業のひとつです。

保育料等の助成

平成17年4月2日以降生まれの保育園等に入園している乳幼児に対して、就学前まで保育料等の1/2を助成します。

※助成の特例や経過措置あり

【注】県の制度改変により、平成21年8月から所得税課税世帯については1/4の助成となりますが、市では今年度に限り、3/8負担して、いままで同様の1/2の助成とします。(平成22年度以降は、県が1/8、市が1/4を負担し3/8助成とします。)

県の制度

○助成割合

- ・所得税非課税世帯: 1/2助成
- ・所得税課税世帯: 1/4助成

○対象者に平成21年4月2日以降生まれの0歳児を加える。

市の制度

○助成割合

- ・所得税非課税世帯: 1/2助成
- ・所得税課税世帯: 1/2助成

○4月から対象者に平成21年4月1日以前生まれの0歳児を加える。

出生順位	生年月日	7月まで	8月から	
		0歳～就学前		
第1子及び第2子	17.4.1以前	(特例) 保育料の1/4 を助成		
	17.4.2から 18.4.1まで	1/2 を助成	所得税 非課税	1/2 を助成
			所得税 課税	1/2 を助成 ※ 県の制度 では1/4
	18.4.2以降	1/2 を助成	所得税 非課税	1/2 を助成
			所得税 課税	1/2 を助成 ※ 県の制度 では1/4
	第3子以降	17.4.1以前	(経過措置) 保育料の 全額 を助成	
17.4.2から 18.4.1まで		(経過措置) 保育料の 全額 を助成		
18.4.2以降		1/2 を助成	所得税 非課税	1/2 を助成
			所得税 課税	1/2 を助成 ※ 県の制度 では1/4

所得制限の基準

助成は、父母等の所得額が県で定める所得制限基準額を超えない世帯が対象となります。

<所得制限基準額>

扶養親族等の数	父または母の所得額
0人	2,672,000円
1人	3,052,000円
2人	3,432,000円
3人	3,812,000円
4人	4,192,000円
5人	4,572,000円

※県の乳幼児福祉医療制度(通称:マル福)と同一マル福の対象区分が『80』の方は所得制限を超えています。

更新(再申請)手続き

1月～7月分までは前々年の所得により、8月～12月分までは前年の所得により審査します。以前に申請した方でも、所得審査のため8月に再度申請が必要です。

また、所得制限により非該当になっていた方は、前年中の所得によっては、助成を受けられる場合がありますので、8月に申請手続きをしてください。

※助成を受けるためには、市役所各庁舎・出張所で申請する必要があります。

【問い合わせ】仙北市福祉事務所 長寿子育て課 子育て支援係 TEL(43)2280